

北上地区消防組合消防本部訓令第8号

消防機関

北上地区消防組合消防本部再燃火災防止対策規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成28年5月23日

北上地区消防組合消防本部
消防長 鈴木 和 夫

(別紙のとおり)

北上地区消防組合消防本部再燃火災防止対策規程の一部を改正する訓令

北上地区消防組合消防本部再燃火災防止対策規程（平成7年北上地区消防組合消防本部訓令第3号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(指揮体制及び要領)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) [略]</p> <p>(4) 現場最高指揮者は、残火処理活動のため消防対象物を破壊する場合は焼残物の搬出等を行う場合は、火災原因の調査上必要な現場の保存又は証拠の保全について指示するよう努めるものとする。この場合において、火災の規模状況等から必要に応じ、残火処理後の焼止まりの状況について写真撮影を行うものとする。</p> <p>(5) 現場最高指揮者は、火災現場が残火処理の段階で、消防活動上危険な状態になっている場合が多い<u>ので</u>、特に壁体の倒壊、かわら等の落下、柱等の転倒及び踏み抜き等による危害を防止するため、消防隊等の安全管理に十分配慮するものとする。</p> <p>(6) [略]</p> <p>(7) [略]</p> <p>(残火処理活動上の留意事項)</p> <p>第6条 [略]</p>	<p>(指揮体制及び要領)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) [略]</p> <p>(4) 現場最高指揮者は、残火処理活動のため消防対象物を破壊する場合は<u>又は</u>焼残物の搬出等を行う場合は、火災原因の調査上必要な現場の保存又は証拠の保全について指示するよう努めるものとする。この場合において、火災の規模状況等から必要に応じ、残火処理後の焼止まりの状況について写真撮影を行うものとする。</p> <p>(5) 現場最高指揮者は、火災現場が残火処理の段階で、消防活動上危険な状態になっている場合が多い<u>ことから</u>、特に壁体の倒壊、かわら等の落下、柱等の転倒及び踏み抜き等による危害を防止するため、消防隊等の安全管理に十分配慮するものとする。</p> <p>(6) [略]</p> <p>(7) [略]</p> <p>(残火処理活動上の留意事項)</p> <p>第6条 [略]</p>

2 [略]

3 [略]

4 注水活動は、次の各号に定めるところによる。

(1) 残火処理の消防対象物に、適応した注水方法等の効率的な注水を行うものとする。

(2) [略]

(3) [略]

5 [略]

6 [略]

7 [略]

2 [略]

3 [略]

4 注水活動は、次の各号に定めるところによる。

(1) 残火処理が必要な消防対象物に、適応した注水方法等の効率的な注水を行うものとする。

(2) [略]

(3) [略]

5 [略]

6 [略]

7 [略]

様式第2号（第8条関係）

説 示 書 （交付用）

交 付 日 時	年 月 日 時 分頃		
対 象 物	住 所 名 称	占有者等氏名	
受 領 者		交 付 者	

様

北上地区消防組合
消防署長

消防隊の現場引き揚げ後は、次の各項について特に配慮されま
すようご協力願います。

記

- 1 消防隊は、可能な限り詳細に火災現場を点検し、鎮火と判断しました。
しかし、焼け跡及びその周辺は、通常の場所と異なり、予見できない事由による再出火等の事故発生の危険がありますので、引き続き監視、警戒を行ってください。
- 2 現場保全のため指定された区域内には、原則として立ち入らないでください。ただし、緊急事態が発生し、又は発生の恐れがあるときは、区域内に立ち入って必要な措置を講じてください。
- 3 異常と思われる事象に気付かれた時は、速やかに次の消防署・分署・出張所又は119番へ通報してください。

連絡先（TEL）

北 上 消 防 署	64-1122
北上消防署和賀中部分署	73-5852
北上消防署大堤出張所	67-4981
西 和 賀 消 防 署	84-2507
西和賀消防署湯田出張所	82-3460

様式第2号（第8条関係）

説 示 書 （交付用）

交 付 日 時	年 月 日 時 分頃		
対 象 物	住 所 名 称	占有者等氏名	
受 領 者		交 付 者	

様

北上地区消防組合
消防署長

消防隊の現場引き揚げ後は、次の各項について特に配慮されま
すようご協力願います。

記

- 1 消防隊は、可能な限り詳細に火災現場を点検し、鎮火と判断しました。
しかし、焼け跡及びその周辺は、通常の場所と異なり、予見できない事由による再出火等の事故発生の危険がありますので、引き続き監視、警戒を行ってください。
- 2 現場保全のため指定された区域内には、原則として立ち入らないでください。ただし、緊急事態が発生し、又は発生の恐れがあるときは、区域内に立ち入って必要な措置を講じてください。
- 3 異常と思われる事象に気付かれた時は、速やかに次の消防署・分署・出張所又は119番へ通報してください。

連絡先（TEL）

北 上 消 防 署	64-1122
北上消防署和賀中部分署	73-5852
北上消防署大堤分署	67-4981
西 和 賀 消 防 署	84-2507
西和賀消防署湯田出張所	82-3460

様式第2号（第8条関係）

説 示 書（控え用）

交 付 日 時	年 月 日 時 分頃		
対 象 物	住 所	占有者等氏名	
	名 称		
受 領 者		交 付 者	

様

北上地区消防組合
消防署長

消防隊の現場引き揚げ後は、次の各項について特に配慮されま
すようご協力願います。

記

- 1 消防隊は、可能な限り詳細に火災現場を点検し、鎮火と判断しました。
しかし、焼け跡及びその周辺は、通常の場合と異なり、予見できない事由に
よる再出火等の事故発生の危険がありますので、引き続き監視、警戒を行って
ください。
- 2 現場保全のため指定された区域内には、原則として立ち入らないでくださ
い。ただし、緊急事態が発生し、又は発生の恐れがあるときは、区域内に立
ち 入って必要な措置を講じてください。
- 3 異常と思われる事象に気付かれた時は、速やかに次の消防署・分署・出張所
又は119番へ通報してください。

連絡先（TEL）

北 上 消 防 署	64-1122
北上消防署和賀中部分署	73-5852
北上消防署大堤出張所	67-4981
西 和 賀 消 防 署	84-2507
西和賀消防署湯田出張所	82-3460

様式第2号（第8条関係）

説 示 書（控え用）

交 付 日 時	年 月 日 時 分頃		
対 象 物	住 所	占有者等氏名	
	名 称		
受 領 者		交 付 者	

様

北上地区消防組合
消防署長

消防隊の現場引き揚げ後は、次の各項について特に配慮されま
すようご協力願います。

記

- 1 消防隊は、可能な限り詳細に火災現場を点検し、鎮火と判断しました。
しかし、焼け跡及びその周辺は、通常の場合と異なり、予見できない事由に
よる再出火等の事故発生の危険がありますので、引き続き監視、警戒を行って
ください。
- 2 現場保全のため指定された区域内には、原則として立ち入らないでくださ
い。ただし、緊急事態が発生し、又は発生の恐れがあるときは、区域内に立
ち 入って必要な措置を講じてください。
- 3 異常と思われる事象に気付かれた時は、速やかに次の消防署・分署・出張所
又は119番へ通報してください。

連絡先（TEL）

北 上 消 防 署	64-1122
北上消防署和賀中部分署	73-5852
北上消防署大堤分署	67-4981
西 和 賀 消 防 署	84-2507
西和賀消防署湯田出張所	82-3460

様式第3号（第9条関係）

年 月 日

消防署長 様

所 属
階級・氏名 ㊟

再燃火災発生報告書

出火年月日	年 月 日	火災種別		焼損程度	
出火場所					
火元責任者 職 氏 名	氏名	職業	年齢	歳	
一 次 火 災			再 燃 火 災		
覚知種別	(時分)	覚知種別	(時分)		
出火時分	月 日 時 分 <u>ころ</u>	出火時分	月 日 時 分 <u>ころ</u>		
鎮火時分	月 日 時 分	鎮火時分	月 日 時 分		
焼損被害 程 度		再燃による 被害程度			
原 因		再燃箇所 及び原因			
活動状況	活動 隊 名 放水 隊 口	活動状況	活動 隊 名 放水 隊 口		
一次火災消防隊 最終引き揚げ時分	月 日 時 分				
一次火災最終引 き揚げ消防隊名					
再燃火災発生概要（一次火災時の再燃防止活動経過及び処置含む）					
検討結果及び教訓					
説示書被交付者氏名		区分	所有者・管理者・占有者・他		

- 注意(1) 出火年月日は再燃火災年月日を記入すること。
 (2) 警戒時等点検記録簿を添付すること。
 (3) 記載欄不足の場合は、半野紙を使用すること。

様式第3号（第9条関係）

年 月 日

消防署長 様

所 属
階級・氏名 ㊟

再燃火災発生報告書

出火年月日	年 月 日	火災種別		焼損程度	
出火場所					
火元責任者 職 氏 名	氏名	職業	年齢	歳	
一 次 火 災			再 燃 火 災		
覚知種別	(時分)	覚知種別	(時分)		
出火時分	月 日 時 分 <u>頃</u>	出火時分	月 日 時 分 <u>頃</u>		
鎮火時分	月 日 時 分	鎮火時分	月 日 時 分		
焼損被害 程 度		再燃による 被害程度			
原 因		再燃箇所 及び原因			
活動状況	活動 隊 名 放水 隊 口	活動状況	活動 隊 名 放水 隊 口		
一次火災消防隊 最終引き揚げ時分	月 日 時 分				
一次火災最終引 き揚げ消防隊名					
再燃火災発生概要（一次火災時の再燃防止活動経過及び処置含む）					
検討結果及び教訓					
説示書被交付者氏名		区分	所有者・管理者・占有者・他		

- 注意(1) 出火年月日は再燃火災年月日を記入すること。
 (2) 警戒時等点検記録簿を添付すること。
 (3) 記載欄不足の場合は、半野紙を使用すること。

様式第5号（第10条関係）

年 月 日

消防長 様

消防署長

再燃火災発生報告書

出火年月日	年 月 日	火災種別		焼損程度	
出火場所					
火元責任者 職 氏 名	氏名	職業	年齢	歳	
一 次 火 災			再 燃 火 災		
覚知種別	(時分)	覚知種別	(時分)		
出火時分	月 日 時 分 <u>ころ</u>	出火時分	月 日 時 分 <u>ころ</u>		
鎮火時分	月 日 時 分	鎮火時分	月 日 時 分		
焼損被害 程 度		再燃による 被害程度			
原 因		再燃箇所 及び原因			
活動状況	活動 隊 名 放水 隊 口	活動状況	活動 隊 名 放水 隊 口		
一次火災消防隊 最終引き揚げ時分	月 日 時 分				
一次火災最終引 き揚げ消防隊名					
再燃火災発生概要（一次火災時の再燃防止活動経過及び処置含む）					
検討結果及び教訓					
説示書被交付者氏名		区分	所有者・管理者・占有者・他		

- 注意(1) 出火年月日は再燃火災年月日を記入すること。
 (2) 警戒時等点検記録簿を添付すること。
 (3) 記載欄不足の場合は、半罫紙を使用すること。

様式第5号（第10条関係）

年 月 日

消防長 様

消防署長

再燃火災発生報告書

出火年月日	年 月 日	火災種別		焼損程度	
出火場所					
火元責任者 職 氏 名	氏名	職業	年齢	歳	
一 次 火 災			再 燃 火 災		
覚知種別	(時分)	覚知種別	(時分)		
出火時分	月 日 時 分 <u>頃</u>	出火時分	月 日 時 分 <u>頃</u>		
鎮火時分	月 日 時 分	鎮火時分	月 日 時 分		
焼損被害 程 度		再燃による 被害程度			
原 因		再燃箇所 及び原因			
活動状況	活動 隊 名 放水 隊 口	活動状況	活動 隊 名 放水 隊 口		
一次火災消防隊 最終引き揚げ時分	月 日 時 分				
一次火災最終引 き揚げ消防隊名					
再燃火災発生概要（一次火災時の再燃防止活動経過及び処置含む）					
検討結果及び教訓					
説示書被交付者氏名		区分	所有者・管理者・占有者・他		

- 注意(1) 出火年月日は再燃火災年月日を記入すること。
 (2) 警戒時等点検記録簿を添付すること。
 (3) 記載欄不足の場合は、半罫紙を使用すること。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この訓令は、平成28年6月1日から施行する。